

平成 28 年 1 月 15 日  
総務省京都行政評価事務所

## 世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査 ＜調査の結果＞

総務省では、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について平成 28 年 1 月 15 日に関係省に勧告しました。

京都行政評価事務所(所長:根上 純一)は、平成 26 年 12 月から 27 年 3 月までの間、京都府内に所在する世界文化遺産の実地調査を担当しており、この調査で把握した事例が上記勧告に反映されています。また、そのほかにも京都府において特色のある事例もみられましたので、これら調査結果を公表します。

### 【本件連絡先】

総務省 京都行政評価事務所

評価監視官 雑賀、岸本

電話：075-802-1140 (直通)

FAX：075-802-1180

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

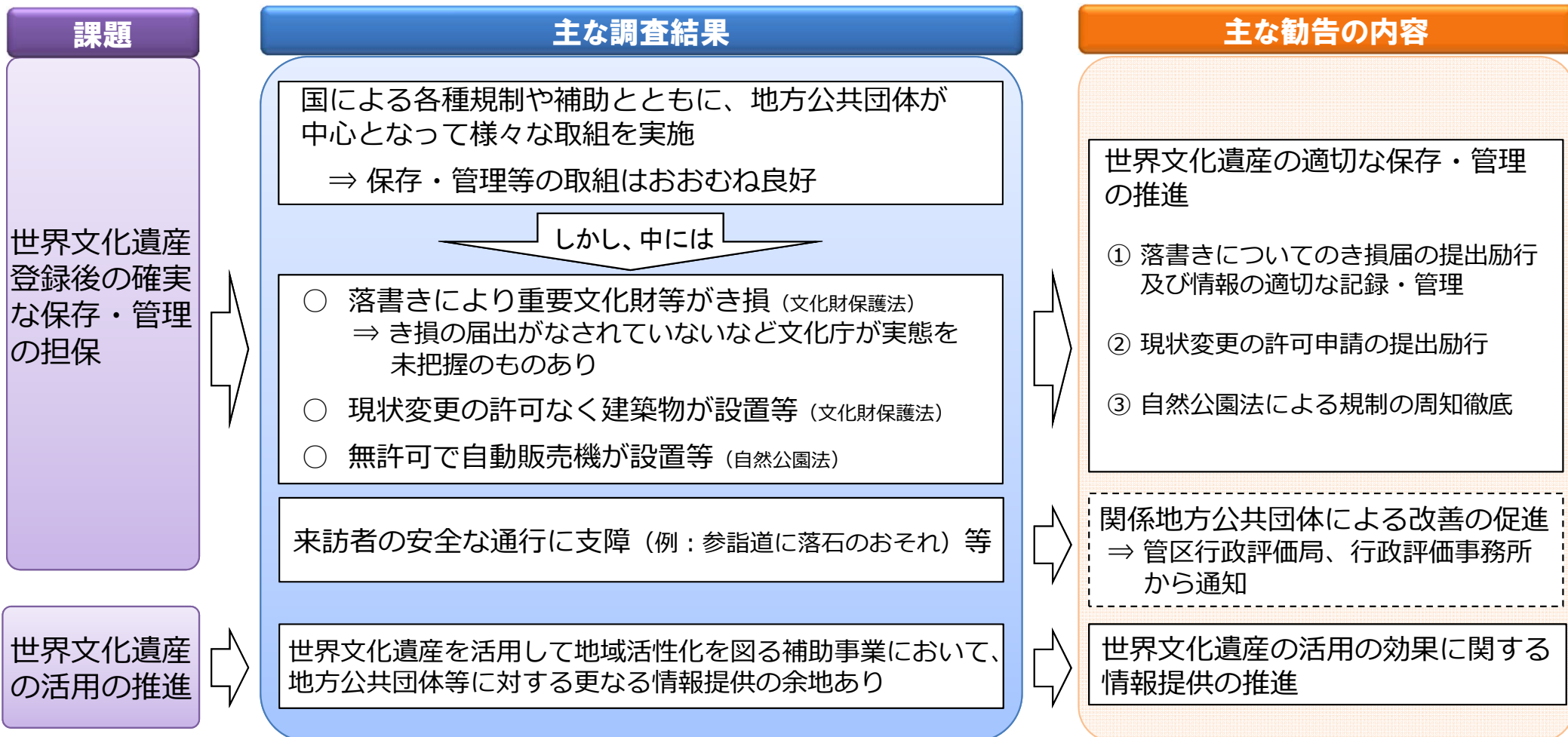
(注) 京都行政評価事務所の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、「総務省行政評価局内閣、総務、規制改革等担当(電話：03-5253-5442(直通))」に御照会ください。

# 1 世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

## 背景等

勧告日:平成28年1月15日  
勧告先:文部科学省(文化庁)、環境省

- 世界文化遺産は、顕著な普遍的価値を有する文化財を人類全体の遺産として保護し、保存することが目的  
我が国では、平成27年7月現在、15遺産(内訳はP7の参考資料参照)が登録(注)  
(注)今回、当省では、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く14遺産を対象に調査を実施
- 我が国では、文化財保護法、自然公園法などの各種法令や条例に基づき保存・管理
- 世界文化遺産への登録は、観光資源としての地域活性化への効果も期待され、遺産の活用を図りながら保存・管理を行っていくことが重要



## 2 京都行政評価事務所（京都府内）の調査結果

### (1) 勧告の基となった事例

ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進

【報告書 項目 2-(2)-ア】

(ア) 落書きによる重要文化財等のき損

(イ) 史跡等の無許可の現状変更等

重要文化財に指定されている寺社の建造物の壁や扉に傷がつけられている（き損の時期は不明）が、き損届なし（2 寺社）

資料 2 参照（文化財保護法第 33 条）

寺社境内（史跡）において、建造物を無許可で設置。担当部局は当該建造物の設置について未把握（1 寺社） 資料 3 参照

※ 平成 27 年 5 月 26 日付けで許可されている。（同第 125 条、同施行令第 5 条第 4 項）

### (2) その他の京都府内の事例

イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進

重要文化財の建造物を有する寺社の消防計画には、「おおむね年 2 回以上、消防訓練を実施するものとする。」とされているが、平成 24 年 3 月以降、未実施（1 寺社）

（注）重要文化財である建造物は防火対象物とされ、その管理者は、消防計画を作成し、同消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を実施する必要あり（消防法第 8 条第 1 項）

※ 平成 28 年 1 月の実施に向けて検討中

### 好 事 例

○ 京都市において、歴史的景観を守るため風致地区・美観地区等の指定及び規制の強化等を、市内全域で実施

○ 「歴史的景観の保全に関する検証事業」を実施（H26 年度）

- ・ 世界文化遺産とその周辺を含む 61 エリアにおける景観規制状況の総点検及びエリアごとの景観に関する課題整理
- ・ 同事業の結果に基づき、平成 27 年度から景観上影響の大きい開発事業等に対する景観規制の充実など制度の具体化に向けた検討を行う。

○ 京都府において、ふるさと納税の寄附金による基金を設立し、世界文化遺産を含む文化財の保存、管理に係る事業（修理等）の財源確保に活用【報告書 項目 2-(1)-ア】

《文化財を守り伝える京都府基金条例》（H20.7 基金創設） → 府内の有形文化財の保存、修理、防災対策等事業が対象

※ アライグマ等の鳥獣によるき損については補助率を高め

実績 ・ 129 件の修理事業等に対して合計約 9,600 万円交付（～H25 年度）

☆ 世界文化遺産は、9 寺社 10 事業に対して合計約 700 万円交付

○ 京都府教育委員会において、重要文化財の保存修理に係る伝統技術を守るための取組を実施

《重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格要綱》（H21.6）

- ① 重要文化財建造物等の伝統的な工法による保存修理工事実績のない者、② 伝統的な工法による実務経験を 15 年以上有する技能者がいない者は、入札に参加できないなど、伝統的技術を保護

ウ 世界文化遺産に関する地方公共団体等の各種取組状況